



拝啓 すべての大家さんへ

---

---

---

---

---

## 未来への手紙

— 遺言書作成サポート —



- プラン80 執行コース
- プラン30 執行コース
- プラン30 保管コース
- シンプルプラン 執行コース
- シンプルプラン 保管コース

## 1 すべてのオーダーメイド

一人で悩んでも物事は解決しません。問題はさまざま。  
信頼できるパートナーに相談してみませんか。  
私たちはいつでもあなたの味方です。

## TACS<sup>※</sup>なら、 あなたの力になります。

スタートが、長年培ってきた不動産の  
ノウハウとTACSの金融・税金の知  
識を駆使した相続対策のノウハウ。  
それらを融合し、次の世代が困ら  
ないように「分割」「納税」の対策をご  
提案します。

※TACS…金融・税金・不動産の各分野を融合させ、  
横断的に大家さんの“不動産の経営”と“承継”の  
コンサルティングを行います。



## 大家さん向けの遺言書を作成するには、 不動産に熟知した専門家の アドバイスが必要です。

不動産・相続を得意とする提携税理士及び  
司法書士など各分野の専門家と連携し、不動産  
に特化してきたスタートグループでしかできない  
遺言書作成のサポートを行っていきます。



## 2 ご提案できる2つの遺言の方式

大切は思いやメッセージは、  
相手に伝わり、こころの意味があります。  
安全に、確実に、伝える方式を選びましょう。

## どちらの方式があなたに合っていますか？ 「公正証書遺言」と「自筆証書遺言」

### ▶ 公正証書遺言

プラン80  
執行コース

プラン30  
執行コース

プラン30  
保管コース

対象財産 不動産、金融資産、自社株、その他財産

#### こんな方におすすめ

- 分割方法、遺留分対策、納税プランなど様々な相続対策のアドバイスを受けたい方
- 二次相続まで見据えた遺言書を作成したい方
- 不動産経営の課題解決や今後の不動産最適化の対策を行いたい方
- 相続人以外の方に遺贈したい方
- 不動産、金融資産以外にも財産がある方
- 金融資産の相続対策、贈与計画等の対策を行いたい方

### ▶ 自筆証書遺言

シンプルプラン  
執行コース

シンプルプラン  
保管コース

対象財産 不動産、金融資産のみ

#### こんな方におすすめ

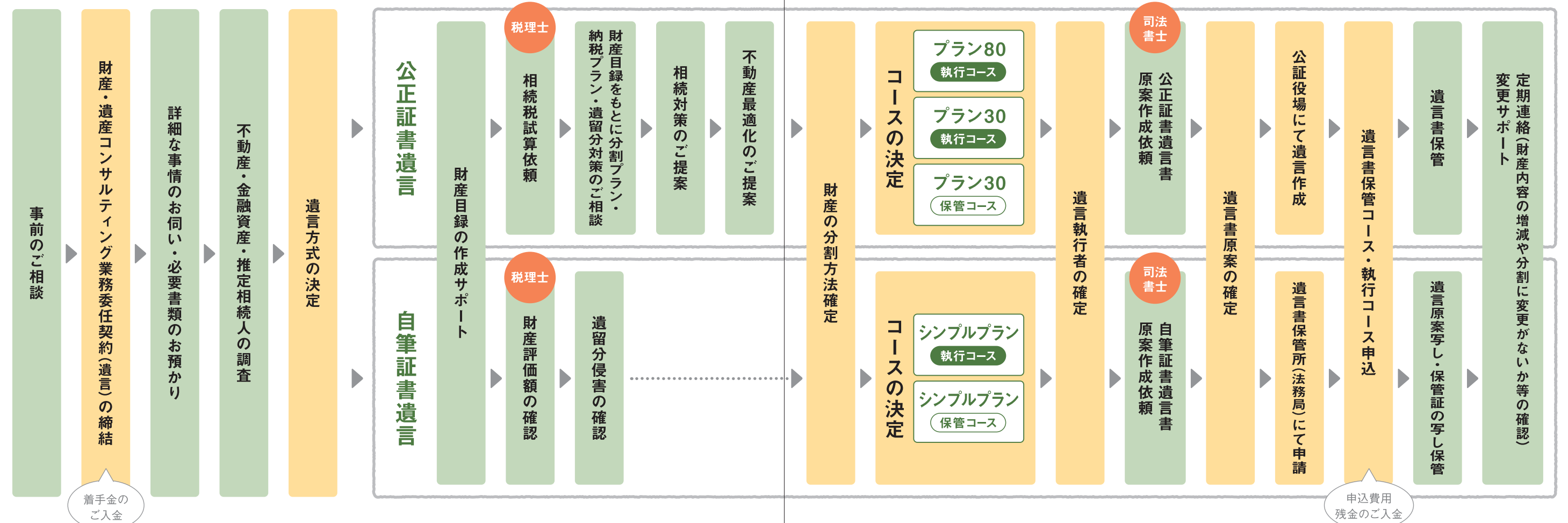
- 財産の大半がご自宅と金融資産で占めている方
- あまり予算をかけずに想いを残しておきたい方
- 所定の財産のみ遺言書にて指定しておきたい方

#### 遺言書の内容の 制限がございます

- ・遺留分侵害がないこと（シンプルプラン・執行コースのみ）
- ・受贈者は法定相続人のみ
- ・予備的遺言・付言事項の作成サポートはできません

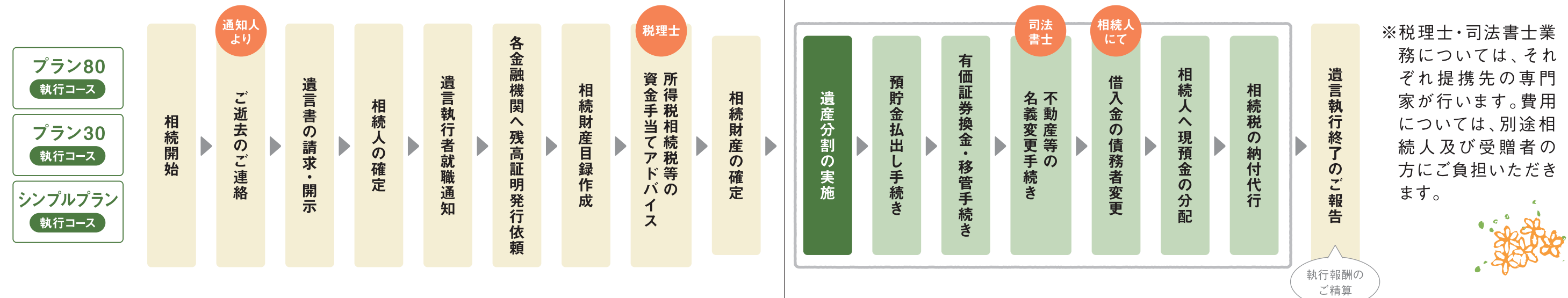
### 3 選べる5つのコースとサービスの流れ

財産のご状況や遺言者の意思に合わせてコースをお選びいただけます。  
まずはお気軽にご相談ください。



### 4 遺言の執行 — 相続開始後の流れ —

執行コースを選択された場合、下記の業務を弊社が遺言執行者として対応いたします。





## 5 費用のご案内

### 1 お申し込み時

| プラン80 <small>執行コース</small> | プラン30 <small>執行コース</small><br>プラン30 <small>保管コース</small> | シンプルプラン <small>執行コース</small><br>シンプルプラン <small>保管コース</small> |
|----------------------------|----------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 基本手数料<br>880,000円(税込)      | 基本手数料<br>330,000円(税込)                                    | 基本手数料<br>220,000円(税込)                                        |

※遺言の原案作成にあたり、税理士・司法書士への報酬を含みます。  
※シンプルプランは、不動産2か所までの費用となります。なお不動産1か所追加ごとに22,000円(税込)が追加されます。  
※シンプルプランは、「法務局における遺言書の保管等に関する法律」に基づき、  
遺言書保管所(法務局)に保管される自筆証書遺言のみの取り扱いとなります。

### 2 遺言書保管中

| プラン80 <small>執行コース</small> | プラン30 <small>執行コース</small><br>プラン30 <small>保管コース</small> | シンプルプラン <small>執行コース</small><br>シンプルプラン <small>保管コース</small> |
|----------------------------|----------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 年間 6,600円(税込)              |                                                          |                                                              |

※毎年4月27日(休日の場合は翌営業日)に預金口座より自動引き落としします。  
※初年度につきましては、ご契約日を含む月から3月末までの保管料(年間6,600円を月割で計算)をご入金いただきます。

### 3 遺言書変更時

| プラン80 <small>執行コース</small> | プラン30 <small>執行コース</small><br>プラン30 <small>保管コース</small> | シンプルプラン <small>執行コース</small><br>シンプルプラン <small>保管コース</small> |
|----------------------------|----------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 55,000円(税込)                |                                                          |                                                              |

※遺言書を変更される場合に必要となります。別途、作成費用等の実費がかかります。

### ● 下記業務は当社ではお取り扱いできません。

必要に応じて、各専門家にご相談してください。(別途お客さまの費用負担となります。)

- ・準確定申告、相続申告などの税理士業務
- ・不動産登記などの司法書士業務
- ・相続人間の法的紛争に係る調停などの弁護士業務



### 4 遺言執行時

|        | プラン80 <small>執行コース</small>                                                 | プラン30 <small>執行コース</small><br>シンプルプラン <small>執行コース</small>  |
|--------|----------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 遺言執行報酬 | 遺言執行対象財産の相続税評価額※1を基準に下記の率を乗じた額(千円未満切捨て)に対してA,Bの計算の合計金額から770,000円(税込)を控除した額 | 遺言執行対象財産の相続税評価額※1を基準に下記の率を乗じた額(千円未満切捨て)に対してA,Bの計算の合計金額とします。 |
| 最低執行報酬 | 330,000円(税込)                                                               | 880,000円(税込)                                                |

A ・スタート証券が保護預かりしている株式・債券・投資信託などの有価証券等に対して  
・スタートグループにて管理している資産※2に対して

… 0.110%

B 上記A以外の財産に対して

- 1億円以下の部分 …… 0.825%
- 1億円超2億円以下の部分 …… 0.550%
- 2億円超3億円以下の部分 …… 0.440%
- 3億円超5億円以下の部分 …… 0.330%
- 5億円超10億円以下の部分 …… 0.275%
- 10億円超部分 …… 0.165%

(上記手数料には全て消費税が含まれております)

〈規定報酬の計算例〉

- ・相続財産が1億円の場合 1億円×0.825%=825,000円
- ・相続財産が2億円の場合 1億円×0.825%+1億円×0.550%=1,375,000円

※1 相続税評価額とは(相続税評価額の例)

- ①不動産 …… 相続税評価額とします。(課税価格の特例等により減額される前の評価額となります。)
- ②金融資産 …… 各金融機関が発行した証明書に記載されている金額とします。
- ・ 債務の額は減額されません。

※2 スタートグループにて管理している資産とは

- ・スタート証券にてお預かりしている有価証券
- ・スタートグループにて建築した建物とその土地
- ・スタートグループにて管理契約している建物とその土地及び駐車場(時間貸し駐車場含む)
- ・スタート信託にて信託している財産
- ・スタートグループにて運営している施設(高齢者施設等)

### ● その他諸経費

次の諸費用は別途お客さまのご負担となります。

- ・公証役場や遺言書保管所(法務局)での手数料
- ・不動産登記に関する登録免許税や司法書士手数料
- ・戸籍謄本、固定資産税評価証明書などの取り寄せ費用
- ・預貯金などの残高証明書などの発行手数料
- ・鑑定評価手数料
- ・不動産売却手数料

#### オプション 戸籍取得代行サービス

ご自身(出生からの改製原戸籍含む)と相続人全員の戸籍と住民票の収集は時間と手間を要します。お客様に代わり一式を取得するサービスがございますので、ぜひご利用ください。  
※ご希望の場合は担当営業にお申しつけください。ご案内と費用をご説明いたします。 ※提携先の専門家がいきます。

※費用に関しては消費税の税率が改定された場合、新たな税率を適用させていただきます。